

平成15年12月16日

総務省北海道管区行政評価局

国有林野の利用及び保全に関する行政評価・監視 ーレクリエーションの森を中心としてー 〔評価・監視結果に基づく通知〕

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として主として合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

今回の評価・監視は、「地域計画調査」として北海道管区行政評価局が企画立案し、調査を実施したものです。

【問い合わせ先】

北海道管区行政評価局

第一部第二評価監視官室

電話(代表) 709-2311(内線 3135)

(直通) 709-1804

概略



背景

林野庁は、平成10年に国有林野事業の管理経営方針を、林産物の供給に重点を置いたものから国土の保全等公益的機能の維持増進を基本とするものに転換

平成10年12月に「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定し、国有林野を国民の森林と位置付け、国民に開かれた管理経営を目指すとともに、保健・文化・教育的利用に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定（注）「レクリエーションの森」制度は、昭和48年に創設

北海道内には、273カ所のレクリエーションの森が選定済み

レクリエーションの森には、国民の保健休養の用に供するため、休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設等を整備



しかし、国有林野事業の管理経営方針を転換したにもかかわらず、レクリエーションの森の利用者数が減少、利用施設の老朽化等がみられる



行政評価・監視の実施

調査対象機関：北海道森林管理局（石狩、空知森林管理署を含む）

北海道森林管理局旭川分局（上川中部森林管理署を含む）

調査対象レクリエーションの森：利根別自然休養林など9レクリエーションの森

調査実施期間：平成15年8月～11月

今回の調査の結果、次の改善すべき事項を通知

1 レクリエーションの森の利用施策の推進

2 レクリエーションの森における施設の維持管理等の適正化



通知先：北海道森林管理局、北海道森林管理局旭川分局

通知日：平成15年12月16日

通知事項 1 レクリエーションの森の利用施策の推進



制度・仕組み

レクリエーションの森の適切な管理経営を行うためには、管内のレクリエーションの森の現状、利用状況等の的確な把握が必要

レクリエーションの森の管理経営の基本となる管理経営方針書は、レクリエーション需要の動向等、その内容が常に実態に即するよう見直しすることが必須

新たな国有林野事業の管理経営方針の転換などを受けて、国民に対するレクリエーションの森の積極的な周知が必要

改善を要する事例

レクリエーションの森の管理経営の適正化

(主な事例)

レクリエーションの森であるスキー場が廃止され、利用実態がなくなっているにもかかわらず、レクリエーションの森を廃止していない

自然休養林の主要地域を売却した結果、遊歩道等の施設しか残っておらず、自然休養林の機能を果たしていないにもかかわらず、レクリエーションの森の種類区分を変更していない

レクリエーションの森の管理経営方針書の見直し

策定以来、一度も見直してない管理経営方針書がみられる(北海道森林管理局10地区中4地区、旭川分局16地区中5地区)。このため、レクリエーションの森の現況と管理経営方針書の内容が異なっている(北海道森林管理局1地区、旭川分局2地区)

レクリエーションの森の国民への周知

9レクリエーションの森のうち、レクリエーションの森であることを示す標識を設置しているのは、北海道森林管理局管内の1箇所のみ

インターネットのホームページでレクリエーションの森を紹介していない(北海道森林管理局) 紹介していても一部にとどまっている(旭川分局)

通知内容

レクリエーションの森の利用の推進を図るため、次の措置を講ずること

レクリエーションの森の現況を的確に把握するとともに、レクリエーションの森の管理経営を適切に行うこと

レクリエーションの森の管理経営の基本となる管理経営方針書の見直しを迅速かつ計画的に行うこと

国民に対するレクリエーションの森の周知を積極的に行うこと

通知事項 2 レクリエーションの森における施設の維持管理等の適正化



制度・仕組み

森林管理局は、レクリエーションの森の施設の整備状況等を管理経営方針書の施設計画により把握、整理

施設の設置、更新、廃止状況については、国有林野の使用許可、無償貸付を受けている施設設置者からの申請・連絡、森林官等の保全巡視等により把握

レクリエーションの森に設置する施設の維持管理は、国有林野の使用許可、無償貸付等を受けた者が適切に行うことが必要

改善を要する事例

施設の的確な現況把握

施設計画にある施設が老朽化等により既に撤去されているもの、施設計画にない施設が現存するものなど施設の現況把握が不適切（北海道森林管理局 5 1 事例、旭川分局 2 4 事例）

施設の適切な維持管理等

遊歩道の転落防止柵の欠落、破損など安全性に問題があるもの（北海道森林管理局 1 2 事例、旭川分局 1 8 事例）

案内板の記載内容が消えかけているなど、利用者に対する情報提供に配慮が欠けているもの（北海道森林管理局 4 事例、旭川分局 2 事例）

園地に雑草が繁茂しているなど利用に支障があるもの（北海道森林管理局 3 事例）

通知内容

レクリエーションの森における施設の維持管理の適正化等を図るため、次の措置を講ずること

地方公共団体等施設の設置者等に対して、施設の変更等の必要な申請、連絡は確実にを行うよう指導すること

森林官等による、より効果的な保全巡視を実施し、レクリエーションの森における施設の現状把握に努めるとともに、施設計画の整理を確実にを行うこと

施設の維持管理を適切に行っていない設置者等に対し、所要の改善措置を講ずるよう指導するとともに、国有林野の使用許可、無償貸付契約等に当たっては、申請者等に対し、利用者が安全、快適に利用できる施設となるよう指導の徹底を図ること